茨城県介護施設等物価高騰対策支援金

エネルギー価格の高騰により増大する施設の負担を軽減し、健全な施設 運営を図るため、光熱費等の負担が増大している介護サービス事業者等 に対して支援します!

【申請期間】

令和5年2月8日(水)~2月28日(火)



【支給額】1事業所につき1回限り

入所施設 定員1人当たり 12,000円

通所事業所 1施設当たり 150,000円

訪問事業所 1施設当たり 50,000円

※対象となるサービス種別は交付要綱:別表をご参照ください

【申請方法】

インターネットによる電子申請

以下の県ホームページから申請してください。



https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/bukkakoutoutaisakushien.html

※インターネットで申請できない場合のみ、郵送により申請いただけます。

郵送の場合、レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、 申請書と添付書類を送付してください(当日消印有効)。

【送付先】〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県福祉施設等物価高騰対策支援金審査デスク 宛

【支給要件】

- ○茨城県内に所在する、**『茨城県介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱:別表**』に 掲げる介護サービス事業所・施設等であること。
- ○**令和4年10月1日時点**で指定等を受けている事業所・施設であり、申請日時点で 休止・廃止していないこと。
- 〇本支援金の交付を受けた後も当該事業所・施設の運営を継続すること。 (する意思があること。)

【支給要件の特例】 ※以下に掲げる事業所・施設は、本事業の対象としない。

- ○『茨城県障害者施設施設物価高騰対策支援金』を申請する事業所。
- ○**国・地方公共団体(一部事務組合を含む。)が管理・運営**している事業所 (指定管理を含む。)。

↑ 【申請に関する注意事項】

- 〇申請する際は「茨城県介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱」を必ずご確認ください。
- ○審査過程において、職員による事情聴取、立入検査等を行うことがあります。
- 〇不正受給は犯罪です。悪質な場合は、申請者名等を公表するとともに、告訴等の 対応をさせていただきます。
- 〇虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。 ※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

【お問い合わせ先】



茨城県福祉施設等物価高騰対策支援金 相談窓口

電話:029-301-3095 (平日9時~17時)

※令和5年2月6日(月)から相談窓口を開設します。

それまでは問い合わせはご遠慮ください。

